

令和8年度 高校生向け「堺未来応援奨学金」のお知らせ

経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。

寄附金などを積み立てた「堺市奨学等基金」から給付され、原則として返済不要です。

1. 対象となる方

次の(1)と(2)の両方を満たす方

(1) 令和8年7月1日時点で、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒

※ 正規の修業年限以内の者に限る

(2) 令和7年分(令和7年1～12月)の保護者等(親権者全員)の合計所得額が基準額以下の世帯(下の基準額表を参照)

※ただし、生活保護(生業扶助)受給世帯又は市府民税所得割額が0円(非課税)で、大阪府が実施する「奨学のための給付金」(裏面参照)を受給できる方は除きます。

※特別支援学校の高等部に在籍する方は、生活保護(生業扶助)受給世帯又は市府民税所得割額が0円(非課税)の世帯も対象です。

(基準額表) ※ この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	217万円	258万円	315万円	353万円	395万円
(給与収入の目安)	(337万円)	(391万円)	(462万円)	(509万円)	(561万円)

2. 給付金額 上限 60,000円(一括支給)

※課程等により、金額が異なります。

3. 募集人数 500人程度(経済的に困窮度の高い順に決定)

※結果通知の発送及び支給時期は、2月頃の予定です。

(通信制及び専攻科は、3月頃の予定です。)

4. 申請期間 9月1日(火)～30日(水)

※区役所での申請は土・日・祝日を除く9時～17時15分。

5. 申請方法 ◆電子申請

◆郵送 ホームページより申請書をダウンロード(9月1日から可能)し、必要事項を記入のうえ、生徒本人名義の預金口座がわかるもの(通帳等)のコピーを添付して、堺市教育委員会学務課(〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1)へ。9月30日消印有効。

◆各区役所 企画総務課窓口

(持ち物) ① 生徒本人及び保護者の印鑑(ただし、本人が署名する場合は不要)

※ 朱肉を使用する印鑑に限ります。

② 生徒本人名義の預金口座がわかるもの(通帳等)のコピー

大学生などを対象とした奨学金制度もあります。募集は、10月から開始します。
日本学生支援機構(JASSO)が実施する給付型奨学金(第Ⅰ～第Ⅲ区分)を受給している方が対象です。(住所、成績要件などあり)
詳細は、二次元バーコードからホームページをご覧ください。



制度の詳細や電子申請
(9月1日から)はこちら



(参考) 大阪府の高等学校等「奨学のための給付金」について

制度概要

「奨学のための給付金」は、返済の必要はありません。

高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、「奨学のための給付金」を支給します。

要件

令和8年7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員が、大阪府内に在住していること
※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し「奨学のための給付金」を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。
- ② 生徒が高等学校等就学支援金、学び直し支援金（新制度）若しくは専攻科の生徒への修学支援の新制度の支給対象者（以下「新制度対象者」という。）又は高校生等・新修学支援金、高等学校等就学支援金（経過措置）、学び直し支援金（旧制度）若しくは専攻科の生徒への修学支援の旧制度の支給対象者（以下「旧制度等対象者」という。）であること
- ③ 生徒が、高等学校等に在学し、休学していないこと
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（国公立のみ）
※平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。
- ⑤ 保護者等全員の令和8年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額（以下「所得割合算額」という。）が、次のいずれかに該当すること

＜新制度対象者の場合＞

下表の世帯区分1～4のいずれかに該当する世帯であること

＜旧制度等対象者の場合＞

下表の世帯区分1又は2に該当する世帯であること

※専攻科の場合、世帯区分3又は4に該当する世帯も対象となります。

（注意） 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、本給付金の対象となりません。

支給額

対象生徒の世帯区分			給付金額（令和8年度）	
			国公立	私立
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制、定時制又は通信制に在学する生徒（専攻科は除く）	32,300円	52,600円
2	所得割合算額が非課税の世帯	全日制又は定時制に在学する生徒	143,700円	152,000円
		通信制又は専攻科に在学する生徒	50,500円	52,100円
3	所得割合算額が100円以上105,500円未満の世帯	全日制又は定時制に在学する生徒	47,900円	50,670円
		通信制又は専攻科 ^{※1} に在学する生徒	16,830円	17,370円
4	所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯 ^{※2}	全日制又は定時制に在学する生徒	35,930円	38,000円
		通信制又は専攻科 ^{※1} に在学する生徒	12,630円	13,030円

※1 専攻科で旧制度等対象者の場合、給付金額は「国公立 10,100円」「私立 10,420円」となります。

※2 専攻科の場合、所得割合算額が105,500円以上264,500円未満かつ3人以上の子を扶養する世帯に限ります。

【お問い合わせ先】

＜提出期限や提出書類に関する事＞

在籍校へお問い合わせください。

＜制度の概要に関する事＞

【国公立】府民お問合せセンター ビビっとライン 電話 06-6910-8001 FAX 06-6910-8005

【私立】大阪府私立奨学のための給付金 申請事務局 電話 0570-010-103

【国公立 HP】 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【私立 HP】 http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuu.html